

議案第65号

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

保育料を無償化する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（支給認定教育・保育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立保育所における支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第4条の見出しを「（緊急等保育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立保育所における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第5条の見出しを「（特別利用保育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立保育所における特別利用保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第6条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第8条の見出し中「区立保育所保育料等」を「延長保育料等」に改め、同条中「、区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料」を削り、「区立保育所保育料等」を「延長保育料等」に改める。

第9条及び第10条中「区立保育所保育料等」を「延長保育料等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 8 条及び第 10 条の規定は、令和 7 年 9 月分以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。